

## 別紙添付③

裁判所書記官印

### 証人調書

(この調書は、第3回口頭弁論調書と一体となるものである。)

|          |  |
|----------|--|
| 事件の表示    | 平成25年(ワ)第6239号   |
| 期日       | 平成27年7月3日 午後1時15分  |
| 氏名       | 大原庸平   |
| 年齢       | [REDACTED]   |
| 住所       | 東京都千代田区丸の内1-9-1<br>大和証券株式会社内   |
| 宣誓その他の状況 | 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。<br>後に尋問されることになっている証人は在廷しない。 |

### 陳述の要領

別紙反証書のとおり

以上

宣誓書

良心に従つて本当のことを  
申し上げます。

知っていることを隠したり、  
ないことを申し上げたりなど、

決していたしません。

以上のとおり誓います。

氏名 大原 康平



(別 紙)

被告証券代理人（小薗江）

乙D第8号証を示す

これはあなたの話をもとに作成されて、あなたが内容を確認した上で、御自分で署名、押印されたという物でよろしいですか。

はい。

この陳述書の内容で訂正すべきところはありますか。

ありません。

甲第7号証を示す

こちらは大洋、原告と被告三菱地所との間で締結された本件事業に関する基本合意書ですけれども、大和証券としてはこの基本合意書の締結ですとか、内容について関与していましたか。

関与しておりません。

なぜ、そのように言えるんですか。

はい、当社が本件に関与したのは、平成19年4月6日からだからです。実際関与しておりませんし、関与したのも平成19年4月6日からだからです。

どうして大和証券として19年4月6日から関与したというのを覚えてらっしゃいますか。

はい、部で新規案件として共有されたのが、その日だからです。

続いて、アップフロントフィー、原告がアップフロントフィーと言っているんですが、アップフロントフィーのことについて、ちょっとお伺いしますが、TMKから支払われるアップフロントフィーについて、大和証券と三井住友銀行との間で争いがあったとか、もめていたとか、そういうことはありましたか。

特にございません。

それから、本件事業における大和証券の役割というものについてお伺いしま

す。大和証券の本件事業の役割というのはどのようなものでしたか。

はい、契約当事者の意見やコメントを契約書案に反映するなど、事務的に関係者間の調整を行うという役割でした。

大和証券として、いずれかの当事者の立場に立って、交渉をしたということはございましたか。

ございません。

そうすると、大洋と三菱地所との間の交渉において、いずれかの立場に立つてとかということもないですね。

はい、ございません。

そのような大和証券の役割というのは、どこかで確認されましたか。

はい、平成19年4月18日にキックオフミーティングがありまして、その中で確認されました。

そのキックオフミーティングに原告は参加していましたか。

はい、堀内さんが電話会議で参加されてたと思います。

甲第52号証のメールを示す

こちらの甲第52号証のメールの一つ目の黒い四角のところに、スキーム全般の調整の観点から大和証券SMB様にハブになっていただきますというのがあるのが分かりますか。

はい。

このハブというのは、どういうことを意味しますか。

はい、先ほど申しました事務的に関係者間の調整を行う役割というふうに認識しておりました。

続いて、大洋、原告を含む関係者の意見、意向を大和証券として確認した経緯についてお伺いします。まず、大和証券は三菱地所、それから大洋、それぞれについて直接話をして、本件事業に関する意見、意向を聞いていましたか。

三菱地所とは直接話をして、意向を聞きましたが、大洋リアルエステートには直接話して確認はしておりません。

大洋のそういった本件事業に関する意見とか意向というのは、どのように確認されましたか。

はい、三菱地所を通じて確認しております。

どうしてそのような方法をとられたんでしょうか。

はい、本件は三菱地所と大洋リアルエステートの共同事業案件というふうに認識しております、共同事業者間の窓口は三菱地所だということを伝えられてたからです。

伝えられてたんで、そのとおりにしたというだけのことですね。

はい。

乙D第1号証の1と乙D第1号証の2を示す

こちら乙D第1号証の2が地主様への依頼事項という書面で、乙D第1号証の1が、これを送ったときのメールになりますけれども、この乙D第1号証の2の地主様への依頼、これはどのような経緯で作成されましたか。

はい、三菱地所から依頼を受けて作成した物でして、三井住友銀行のローンの条件、特に担保関係について、地主様に依頼する事項をまとめた物です。

乙D第2号証を示す

こちらは甲斐さんから各位と書いてあるメールですけども、このメールの三つ目の黒ポチのところに大洋リアルへの要望事項については、来週水曜日に速水さんが大洋リアルとミーティングして説明するというふうに記載されていますけれども、このメールはどのような趣旨のメールになるんでしょうか。

はい、当時の上司である甲斐氏から部のメンバーに共有されたメールでして、先ほどの地主様への依頼事項について、7月11日に三菱地所の速水さんが大洋リアルエステートと協議して説明するというメー

ルでございます。

それを部内で共有されたというメールなんですね。

はい。

#### 乙D第3号証を示す

乙D第3号証の下のところに速水さんから甲斐部長殿というところがありますけれども、このメールの中の2行目のところで、一旦当方より大洋様へ全体の枠組みとともに御了解を得ますという記載がありますけれども、このメールはどのような趣旨のメールになりますでしょうか。

これは三菱地所から、甲斐氏が受けたメールでして、先ほどの地主様への依頼事項に関しまして、三菱地所の速水さんから大洋リアルエステートに全体の枠組みとともに説明をして了解を得るという内容でございます。

同じく乙D第3号証ですが、先ほどの1行下のところに、その後、堂々と覚書等を交わせばよろしいかと思いますので、大洋様はミーティング後で結構ですので、覚書、ドラフト等の手配をお願いしますという記載がありますけれども、これはどういう意味なんでしょうか。文章なんでしょうか。

これは7月11日の大洋リアルエステートと三菱地所のミーティング後に覚書のドラフトを作成するように依頼を受けたメールでして、全体の枠組みも了解いただいた後、覚書を送るという意味でも、堂々という表現なのかというふうに思います。

#### 乙D第4号証を示す

これは2007年7月12日に、あなたが作成されたメールですけれども、このメールはどのような趣旨のメールになりますか。

はい、三菱地所の担当者から7月11日のミーティングに関して、連絡を受けたものをまとめた物です。

これはあなたから部内の担当者に共有する目的で作成された物ですか。

はい。

その三菱地所の担当者からは、この7月11日の原告と三菱地所のミーティングの結果について、どのような連絡を受けましたか。

はい、一点を除き合意を得たというふうに聞いております。で、一点というのがローン式の建物抵当権行使に関して地主として無条件に同意するということに関して、反社会的勢力への譲渡というのが懸念されるので、それは受け入れられないということです。その点を除いて合意がなされたというふうに聞いております。

#### 乙D第1号証の2を示す

そうすると、先ほど申し上げた一点を除いてという部分ですけれども、例えば、2番の保証金返還請求に担保権設定をするとかいった、ここに記載されている事項については、あなたとしては原告と三菱地所の協力を得て、原告の了解を得るというふうに思ったということですね。

はい、そのとおりです。

#### 乙D第5号証の1及び乙D第5号証の2を示す

まず、乙D第5号証の2が定期借地権設定契約書のドラフトということになって、乙D第5号証の1は、それを7月26日に送ったというメールになります。こちらの定期借地権設定契約書7条7項ですね。7条7項のところにTRE0719というコメントがありますけれども、これはTREというのはどなたの数字ですか。

大洋リアルエステートを指します。

このTRE0719という、ここに記載されているコメントというのは、どのようなことを意味しますか。

はい、大洋リアルエステートが7月19日に、この定期借地権設定契約の7条7項に対してコメントした内容でして、保証金返還請求権をローンの担保に設定することについて、別途覚書を締結するというよ

うな前提で書かれたコメントだというふうに理解しております。

甲第12号証及び甲第13号証を示す

覚書、覚書と言ってる、先ほど出た覚書の話ですけども、この覚書について、2007年8月3日に関係者間に送付されていますけれども、原告によると、それは定期借地権設定契約締結直後に、突然送付されてきたということです  
定期借地権設定契約の締結直後の送付したんですか。

はい、直後かどうかというのは、私は知りませんが、あらかじめ関係者間で合意していたスケジュールに従って、その日に送付したまでです。

あなたとしては別に直後かどうかは知らないし、ねらってたわけでもないしということですか。

はい、そのとおりです。

実際、大和証券として、その関係者が契約をする調印の実務というのは担当されてましたか。

調印実務には特にかかわってませんでした。

乙D第6号証及び乙D第7号証を示す

乙D第7号証が本件に関するスケジュール表でして、乙D第6号証のメールはそのスケジュール表を関係者に送ったメールということになります。この乙D第7号証の上の方で、二つ赤字にプロジェクト契約書、それから定期借地権設定契約にかかる覚書というのがあります、これが8月3日のところでファーストと書いてますが、これは関係者に8月3日に最初に送付するということになっているので、先ほどの覚書は、このスケジュールに従つて送付しただけだと、そういうことですね。

はい、そうです。

これらの定期借地権設定契約にかかる覚書について、原告に対して、定期借地権設定契約書の締結前には送っていないようなんですが、それは

どうしてですか。

はい、それはあらかじめ、決められたスケジュールにのっとって送付したということなのですが、全体の枠組みについて、関係者間で合意がなされているということだったので、まずは基本となる定期借地権設定書を終えてから、次の契約に取りかかるというようなことだったと思います。

すると、当時のあなたの認識としては、全体の枠組みについては、もう了解を得ていて、このスケジュール表を見たら分かるとおり、いろいろ契約書ですとかいろんなドキュメンテーションを準備しなければいけないので、まずは基本となる定期借地権設定契約から一つづつ片づけていっただけのこと、そういうことだったということですね。

はい、そのとおりです。

#### 乙D第4号証を示す

これ、先ほども示しましたが、あなたが作成された7月11日のミーティングの結果を部内で共有するためにまとめたメールです。その中で、③今後の進め方の三つ目の黒ポチのところで、連帯保証の覚書も、どこかのドキュメンテーションに紛れ込ませたほうがよいという記述がありますけれども、これはどういう意味の記述になりますか。

はい、これが三菱地所の担当者が言っていたことを、そのまま表現した物でして、連帯保証の覚書について、一つの独立した契約書にするということではなく、どこかの契約の一つの条項として、規定すれば足りるというようなことと理解しております。

あえて別の覚書を作成するまでもない、どこか一つの条項として加えればいいんじゃないかというふうに理解したということですかね。

はい。

#### 甲第37号証を示す

こちらは原告の堀内社長から関係者宛てに送られた、平成19年8月8日付のメールでして、関係者側の契約書等の内容については了解できないといった趣旨のメールですけれども、これをあなたが最初に見たときはどう思いましたか。

はい、非常に驚きました。

どうして驚いたんですか。

はい、あらかじめ内容については了解が得られていたというふうに思っていたからです。

で、あなたを含めて大和証券としては、このメールに対して、直接返事はしないですけども、どうして返事をしなかったんですか。

はい、まさか合意がなされてないとは思いませんでしたので、こういった重要なことについて、軽率に返事をすべきではないというふうに思いました。まずは共同事業者である三菱地所が話すべき内容だということで、特に返信はしませんでした。

原告代理人（榎本）

大和証券さんがこれにかかわったのは、調整役というようなことだということでしたよね。

はい。

そうすると、その調整と言っても、三井住友さんから三菱地所で原告ですよね。

はい。

それで、原告については三菱地所が窓口になるということですね。

はい。

そうすると、実質、大和証券さん何の調整をする必要があつて、調整役になられたんですか。

あくまで事務的に関係者のやりとりのハブになるということで依頼を

受けたというふうに認識しております。

うん、特に原告との調整ということは、もうそれは三菱地所がやるということですね、あなたの証言。

はい。

#### 乙D第8号証を示す

あなたの陳述書の3ページ目。真ん中あたりですね、当社がこのような役割を果たしたのは、契約の締結云々の後に、この締結に際し、関係者間の調整を行った対価を取得することが想定されていたためですとあるんですけども、この対価というのは、いわゆるアップフロントフィーという、そのことですか。

アップフロントフィーという表現は、ちょっと分かりませんが、対価です。

それは業務提案書の中に、アップフロントフィーとして7000万円の記載があるんですけれども、その何パーセントかをいただくと、こういうような話だったんですか。

その話は知りません。

どれぐらいの、じゃあ、対価というのは想定されてたんですか。

正確なところは分からぬですが、3000万ぐらいだったと思いま

す。  
それから、次の4ページ目のところに、一番右上のところに関係者の契約に対する意見の取りまとめ等、事務的な関係者間の調整とか、契約内容について大洋に逐一説明したり、当該内容でよいかを確認する役割はないというふうに書かれているんですけども、調整する役割だとすれば、大洋も当然いろいろ義務を負ってくるわけだから、大洋にも話をするということは全く考えなかつたんですか。

いや、そこは三菱地所が窓口になるということだったので、特にそ

といったことはしませんでした。

三菱地所が一切やるから、直接大洋とは交渉するなど、こういうことになるわけですか。

はい。

#### 乙C第1号証を示す

このメールは三井住友の秋田さんと、それから大原さんとのメールのやりとりなんですけれども、この2枚目のところに大原さんのほうのメールで、三菱地所が説明可能なように全体像をまとめてくれと言われて、別添を作成しましたとありますけど、これが地主様への依頼事項ということでよろしいですね、これは。

このメールだけだと分からないです。

この後に覚書と、それから地主様への依頼事項というのがついてるんですけども。

はい。

それから、地主様への依頼事項というのは、大原さんのほうでまとめられたということで。

はい、この地主様への依頼事項については、そのとおりです。

別添の覚書、これは三井住友が案を作られたということですね。

これの覚書というのは分からないです。

#### 乙C第2号証を示す

この、定借に係る覚書、乙C第2号証です。

これが誰が作られたかは。

三井住友さんか大和さんか分かんないですか。

はい。

それから同じく4枚目に、これは大原さんから秋田さんへの返信の部分の中の3行目に、なお添付は三菱地所から依頼され、F Aの立場としての大和の

意見を出してほしいと言われ、昨日提出した物です。御参照ください。ここ、  
昨日提出した物というのは、また別の文書があるんですか。

すみません、そこは分からないです。

分からないです。

はい。

この覚書、それから地主様への依頼事項、これは添付されているんですけど  
も、それ以外の文書か何かあるんですか。

すみません、当時の状況はちょっと覚えてないです。

覚えてませんか。

はい。

いずれにしても、この地主様への依頼事項というのは、先ほどの甲第12号  
証の関係者間契約書とか、甲第13号証の覚書に基づいて、地主に説明する  
ために作られた物と、こういうことでいいんですか。

はい。

それから、もう一度。

乙C第1号証を示す

2枚目、フレーズで行くと第2番目のフレーズのところに、括弧の中に、當  
然大洋イコールスponサーであれば、底地所有者がとるべきという議論にな  
りますが、必ずしも大洋イコールスponサーとは限らないということが三菱  
地所と大洋の議論の前提ですと、こういうふうにあるんですけども、これは  
大洋イコールスponサーとは限らないだというような議論で地所と大洋との  
間ではなされてたという理解でいいですか。

・・・ここに書いてあるとおり、必ずしも大洋イコールスponサーと  
は限らないということ以上のこととは、ちょっと分からないです。  
ここに書いてること、これは大原さんが書いたんですよね。

はい、はい、はい。

少なくとも、そういうことを書かれたということは分かつてますね。

はい。

乙C第3号証を示す

地主様への依頼事項というのがありますけれども、この中身なんんですけど、まず②で、これは保証金返還請求権第1順位の根質権の設定。③で、期限の利益を喪失した場合は地主は保証金全額TMKに返還する旨の規定。その下の※のところに、解約によりTMKに生ずる債務、未払い債務とか、明け渡し、原状回復等のことは、③と同時履行される追加出資により相殺。当初、保証金20億円をTMKに返還あるんですけれども、これはどういう意味なんですか。

すみません、これというのはどこまでを指して。

※のところ。

はい、・・・・。

分けて聞きますけれど、追加出資により相殺というのは、何と何を相殺するということですか。

TMKに生じた債務を追加出資によって相殺するということです。

そうすると、TMKに生じた債務というのは、これはTMKの地主に対する債務、未払い債務とか。この最後のその下の行に、スポンサーが追加出資義務を履行する限り、地主様が受け取るべきTMKの未払い債務の回収は可能だと。だから、地主に対する債権は追加出資で回収は可能ですよと、こういう意味ですか。

はい。

追加出資というのは、大洋と三菱地所が、こういうことですか。

はい。

これ、保証金20億をTMKに返還というのはこれは。

これは、対地主様がTMKに対して保証金20億を返還するというこ

とです、はい。

それはもう③のどこで書いてあることですよね。

はい。

特別にここに書いた意味というのには何かあるんですか。

・ ・ ・ ・ 。

分からなければ、分からぬいで。

はい、すみません、ちょっと分からぬいで。

それから、ローン提案書というのはごらんになったことはありますよね。三井住友から当然大和さんにも送られてますし。関係者全員に送られていると思いますけど。

いつの物ですか。

甲第8号証を示す

3回あるんですけど、3回ともごらんになってますよね。

はい、これは見てます。

ちょっと失礼、甲第9号証を示します。

甲第9号証を示す

これ、ごらんになってますよね。

はい。

それで、これです。5枚目、枚数で行くと4枚目から5枚目のところですけれども、5枚目ですね、5枚目の上の(4)で貸付金の保証金残金を超えるローン元金の返還については、スポンサーはローン失期時に追加出資義務を負うと、こういう記載がありますよね。

はい。

そのさらに、ずっと下に(9)で、地所、大洋が開発プロジェクトの債務について連帯して負担する旨がプロジェクト契約等に規定され、こういう規定もありますよね。

はい。

こういう規定については、この地主様への依頼事項というのでは全く触れてないんですね。

・・・もう一度言ってもらっていいですか。

甲第12号証を示す

関係者間契約書。これはプロジェクト契約という言い方もしてある契約書のことでいいんですね。

はい。

この第3条に追加出資義務についての規定がありまして、そこにTMKが預託した保証金額及び本件建物の請負代金額の合計額を上限として、追加出資義務を負うと。こういう規定があるんです。で、その下に（1）から（3）までに請負代金だとか、いろいろ書いてあるんですけども、こういう追加出資義務、そういうのについても、地主様への依頼事項にはないですね。

・・・はい。

それから、メールについてお聞きしますけれども。

乙D第1号証を示す

ちょっとこれをごらんください。乙D第1号証の1ですね。これは7月3日のメールですけども、これは大原さん、7月3日の前の、その下に、一番下。6月18日のメールの記載があるようなんんですけども、これは速水さんへ大原さんがおされたメールということでいいですか。

はい。

それを6月18日のメールを7月3日に転送しているわけですか。

・・・はい、そうだと思います。

ここで送ってる乙D第1号証の1をもう一度見てくださいね。

乙D第1号証の1を示す

この真ん中に、地主様への依頼事項を添付のとおりまとめましたので、よろ

しく御確認くださいと。これ、地主様への依頼事項というのは、もう6月1日に三井住友との先ほどのメールで、もう作って送ってる話じゃないんですか。

・・・ちょっとすみません。

6月18日のメールで、乙D第1号証の1の2枚目ですけど、地主様への依頼事項について、別途まとめましたと。これが6月18日にまず関係者に。それが7月3日に、これは社内的に送ってるんだと思うんですけども。

社内的ではないのですが。

じゃないですか。

はい。

ああ、ごめんなさい。地所とあなた。なぜ6月1日に先ほどごらんいただいたように三井住友との間で、地主様への依頼事項というのを作って送ってるのに、また6月18日に三菱地所の速水さんに、それをさらに7月3日に送つてると。

すみません、この内容がちょっと同一の物かというのは分からないです。

これですよね、乙第1号証の2。

これが6月1日にも同じ物が添付されてるんですか。

私が見た限りでは、先ほどの三井住友とのやりとりに出てる物と内容は同じであるようです。逆にどつか違つてんだったら、御指摘いただけたら。

ちょっと、すみません。その当時の内容について覚えてないので分かりません。

それで、7月3日のやりとりのときに、これ、当然原告のほうには送つませんね。

はい。

乙D第2号証を示す

これの中ほどに、文章の中に速水さんより連絡がありました、7月3日のS  
MBCの条件提示については以下の大原君のメールの内容を除き、社内でお  
受け取った。連帶債務の件は速水さんからSMBに直接連絡とあるんだ  
けども、連帶債務の件というのは何のことですか。

スポンサーとしての追加出資義務の話だったと思います。

それが何か三菱地所と三井住友との間で、何か齟齬があったということですか。

はい、あったと思います。

どういう齟齬だったかは分かりませんか。

そうですね、追加出資義務の範囲だったと思いますが、具体的な内容  
については、ちょっと覚えてないです。

#### 乙D第3号証を示す

先ほどごらんいただいた、御説明もあったと思うんですけども、その後堂々  
と覚書等を交わせばよろしいかと思いますという文言なんですね、その後堂々と覚書を交わせばいいと、こういう書き方というのは、それまではち  
ゃんと堂々と交渉してなかったように受け取れるんですけども、どういうふ  
うにあなたはこの趣旨を受け取られましたか。

これについては、全体の枠組みについて、関係者の了解を得てるので  
から、堂々ということだと思ってました。

うん、だからその後は堂々とやればいいというのは分かるんですけども、それまではだから、堂々と進めてなかつたようなことには受け止めなかつたで  
すかと。

いや、特にそういうふうには思ってなかつたです。

#### 乙D第4号証を示す

これは7月12日の大原さんのメールのようですが、先ほどこの中の  
連帶保証の覚書のどこかのドキュメンテーションに紛れ込ませたほうがよい

というところについて、連帯保証は、まず何についての連帯保証についてのことを言ってるんですか。

すみません、当時の状況を正確に覚えてはいないですが、追加出資義務に関してのことだと思います。

追加出資義務については、大洋と地所が連帯債務だというような議論があるんですよ。だから、連帯保証、先ほど何か別の書類じゃなくて、どこかに書類入れればいいとおっしゃったでしょう。何か別の書類を作らなきゃいけないか、何か保証を連帯して保証するという問題があったんじゃないんですか。

そういう物があったという記憶はないです。

じゃあ、これ、先ほどの話だと三菱地所のほうから、これ言われたことを書いたんだということのようですがけれども、あなたとしてはこれはどういうふうに理解したんですか、もう一度言ってくれますか。

はい、私としては、この連帯保証の覚書について、一つの契約書として作成することではなくて、どこかの一つの契約、1条項にすることで足りるということを言っているのだと思ってました。

その連帯保証の覚書というのは、どのことなんですか。もうちょっとそこも説明していただけますか。

すみません、ちょっとそれが何意味してるか分からない、覚えてないです。

いずれにしても、本件にかかわることですね。

そうだと思います。

でも、このどこかに紛れ込ませたほうがよいという言い方は、あんまり普通は言わないと思うんだけども、大原さん、これはどういうふうに受け止めましたか。

特に何かそれに関して何か普通は言わないとか、そういうことは思いませんでした。

言葉としておかしいなとは思いませんでしたか。

あんまり、どう思ったかということは覚えてないです。

それから、その下のところ。すぐ下のところでね、覚書作成依頼を大和にしたが一旦白紙に戻してほしい。これだけ単独で作ってほしいというわけでもないと、こういう記載があるんですけども、覚書というのはどのことを言うんですか。

ここで言っている連帯保証の覚書のことだと思います。

ということは、作成を依頼されてたんですね。

依頼されていたと思います、はい。

それが、でも、どういう覚書か覚えてませんか。

すみません、ちょっと昔のことなんで覚えてないです。

白紙に戻すことは、ある程度話が、覚書の案か何かはできていたんですか。

そこの進捗状況、ちょっと分からないです。

#### 乙D第5号証の2を示す

先ほど、ごらんいただいた箇所。7条の7項のところですけれども、全部読みませんけども、これ、まず大洋のほうからの回答の中に、別途覚書が存在しない現状で本項を規定するより、覚書作成時にその都度7項の趣旨の文言を設けるほうが合理的と考えますと書かれてるんですけども。これ見れば、まだ現状では覚書が存在していないんだと、こういうふうに大洋側が少なくとも考えてたというふうに受け止められるんですけどね。覚書がありますよとこういうのがありますよということは示さなかつたんですか。

この時点において、定期借地権設定契約の締結時点において覚書が締結されてないという意味だと思ってました。

覚書が別途、それが存在しない現状と言ってるにもかかわらず、案はあるという、そう理解してたということですか。

はい。

それから、8月8日、先ほどごらんいただいたメールの後は三井住友とのローンの交渉というのはなくなつたんですね。

はい。

甲第64号証を示す

これがその8月8日の後のことですけども、9月28日に定借契約やり直しとか、いろんな書類をやるという、こういうメールを佐伯さんから大洋のほうに来てるんですけども、この時点ではローンはどういうふうな状況だとお聞きになってましたか。

この時点では、具体的に何かローンの話があるという認識はございませんでした。

認識はなかったの。

はい。

それで、大和証券としてはいつまでこの件に関与してたんですか。

正確な日付は分からぬですが。

大体で。

私募の取り扱いを数回やっておりますので、そのときに関与しました。

ローンに関しては、いつごろまでかかわっておられましたか。

ローンに関しては、この三井住友銀行の話がなくなってからは特に関与していないと認識します。

その後は特にローンについての話というのはお聞きになってませんか。

はい。

裁判長

その大和証券が、その関係者間の事務的な調整を行うということで関与されたということですが、それは本件の関係者のどこから依頼をされて関与されたということなんでしょうか。

三菱地所から依頼を受けて、はい。

ということですか。

はい。

三菱地所との間で何かそのF A契約みたいな何か契約を結ばれてるとか、そういうことですか。

いや、特にございません。

それはないの。

はい。

あと、先ほど、その報酬3000万円程度おっしゃいましたが、これはどこから支払われると。

TMKから支払われ、受け取る物だと認識しておりました。

TMKが支払うという、関係者間でそういう認識を覚えておられたということですか。

はい。

以上